1. ④印鑑を紛失したのですが、どうすればいいですか?

まずは早急にお取引店へご連絡ください。

ご連絡があり次第、お届け印によるお引出しを停止いたします。

お取引店 店舗のご案内でご確認ください

(平日) 8 時 45 分~11 時 30 分・12 時 30 分~17 時 35 分(取扱店)

営業時間外のお問い合わせ

(平日時間外) 8 時 45 分~11 時 30 分·12 時 30 分~17 時 35 分以外

(土曜・休日) 全時間帯

受付先 信金事故届受付センター

電話番号 (1) 0120-33-2105

(2) 092-411-8831

ご連絡のあと、お取引店窓口まで改印の手続きにご本人がご来店ください。「喪失届件改印届」をご提出いただきます。

- ※ 盗難の場合はお客様より警察に盗難の届出をしてください。原則として、お客さまが警察から交付された「盗難届受理証明書」もあわせてご提出いただきます。
- ※ 電話でのお届けは緊急の仮受付ですので、ただちにお取引店へご来店いただき正式に お届けください。

お手続きに必要なもの

- ・ ご本人であることを確認できる資料(現在有効な運転免許証、パスポートなど)
- ・ 新しいお届印
- 通帳、証書

「照会状」のご送付

現在有効な運転免許証、パスポートなどご本人であることを確認できる資料がない場合は、 当金庫より紛失等の内容確認のために「照会状」を発送させていただきます。ご本人様が署 名、捺印のうえご返送ください。

手数料

改印については、手数料はかかりません。

発見

お届印を発見された場合は、お取引店にご来店いただき、「発見届」をご提出いただきます。 お届けをいただいたのち、これまでのお届印をお使いいただけます。

※ お借入れ (カードローン等の消費者ローンを除きます) のある方、当座預金等をお持ち の方は別途書類が必要となりますので、お取引店にご確認ください。 実印をなくされた場合には、印鑑証明書(発行日から3ヵ月以内)も必要となります。

なお、お取引の内容によって、別途書類や届けが必要な場合があります。